

危険物施設の定期点検に係る関係条文

消防法(昭和 23 年法律第 186 号)

(製造所等の定期点検等)

第 14 条の 3 の 2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)

(定期に点検をしなければならない製造所等の指定)

第 8 条の 5 法第 14 条の 3 の 2 の政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所は、第 7 条の 3 に規定する製造所等(第 8 条の 3 に規定する移送取扱所を除く。)及び次に掲げる製造所等のうち、総務省令で定めるもの以外のものとする。

- 一 危険物を取り扱うタンクで地下にあるもの(以下この条において「地下タンク」という。)を有する製造所
- 二 地下タンク貯蔵所
- 三 移動タンク貯蔵所
- 四 地下タンクを有する給油取扱所
- 五 地下タンクを有する一般取扱所

※第 8 条の 3 に規定する移送取扱所

- ①危険物を移送するための配管の延長が 15 km 超える移送取扱所
- ②危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 MPa 以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 km 以上 15 km 以下の移送取扱所

(許可等の通報を必要とする製造所等の指定)

第 7 条の 3 法第 11 条第 7 項(法第 11 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。)の政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所は、次に掲げる製造所等とする。

- 一 指定数量の倍数が 10 以上の製造所
- 二 指定数量の倍数が 150 以上の屋内貯蔵所
- 三 指定数量の倍数が 200 以上の屋外タンク貯蔵所
- 四 指定数量の倍数が 100 以上の屋外貯蔵所
- 五 移送取扱所
- 六 指定数量の倍数が 10 以上の一般取扱所(第 31 条の 2 第 6 号ロに規定するものを除く。)

※第 31 条の 2 第 6 号ロに規定するものとは、危険物を容器に詰め替えるもの。

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)

(定期点検をしなければならない製造所等から除かれるもの)

第9条の2 令第8条の5の総務省令で定める製造所等は、次のとおりとする。

- 一 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第19条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等
- 二 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等

(定期点検を行わなければならない時期等)

第62条の4 法第14条の3の2の規定による定期点検は、1年(告示で定める構造又は設備にあっては告示で定める期間)に1回以上行わなければならない。ただし、第62条の2第1項第1号に掲げる事由により、定期点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。

2 法第14条の3の2の規定による定期点検は、法第10条第4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

※第62条の2第1項第1号に掲げる事由とは、災害その他非常事態が生じたこと。

第62条の5 引火点を有する液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)で容量が1000キロリットル以上1万キロリットル未満のものに係る定期点検は、前条の規定によるほか、令第8条第3項の完成検査済証(法第11条第1項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。)の交付を受けた日若しくは直近において当該屋外貯蔵タンクの内部を点検(以下「内部点検」という。)した日又は法第14条の3第2項の保安に関する検査を受けた日から13年(当該屋外貯蔵タンクに第62条の2の2第1項第1号及び第2号に規定する保安のための措置が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合には15年)を超えない日までの間に1回以上当該屋外貯蔵タンクの内部点検を行わなければならない。ただし、当該期間内に内部点検を行うことが困難な場合において、その旨を市町村長等に届け出たときは、2年に限り、当該期間を延長することができる。

2 前項括弧書に規定する届出は、別記様式第33又は別記様式第34の届出書によって行わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する屋外タンク貯蔵所について同項に規定する期間内に第62条の2第1項第3号に掲げる事由が生じ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を市町村長等が定める期間延長することができる。

4 前項の申請は、別記様式第35の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第62条の5の2 令第8条の5第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる製造所等に係

る定期点検は、第62条の4の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第13条第1項第1号に規定する地下貯蔵タンク（令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを令第19条第1項において準用する場合並びに令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。以下この条において「地下貯蔵タンク」という。）及び令第13条第2項に規定する二重殻タンク（令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを令第19条第1項において準用する場合並びに令第17条第1項第8号イ及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。以下この条において「二重殻タンク」という。）の強化プラスチック製の外殻の漏れの点検を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる地下貯蔵タンク若しくはその部分又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻にあつては、この限りでない。

- 一 地下貯蔵タンク又はその部分のうち、次のイ又はロのいずれかに適合するもの
 - イ 二重殻タンクの内殻
 - ロ 危険物の微小な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているもの
 - 二 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻のうち、当該外殻と地下貯蔵タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの
- 2 前項の点検は、地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻（以下この項において「地下貯蔵タンク等」という。）を有する製造所等について令第8条第3項の完成検査済証（法第11条第1項後段の規定による変更の許可（以下この条から第62条の5の4までにおいて「変更の許可」という。）に係るものについては、当該地下貯蔵タンク等の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において当該地下貯蔵タンク等について前項の点検を行った日から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日の属する月の末日までの間に1回以上行わなければならない。ただし、第62条の2第1項第1号に掲げる事由により、前項の点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。
- 一 地下貯蔵タンク 1年（完成検査を受けた日から15年を超えないもの又は危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあつては3年）
 - 二 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻 3年
- 3 前項の規定にかかわらず、当該期間内に当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおける危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクを有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。
- 4 前項の申請は、別記様式第42の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第62条の5の3 製造所等のうち地盤面下に設置された配管（以下この条において「地下埋設配管」という。）を有するものに係る定期点検は、第62条の4の規定によるほか、

告示で定めるところにより、当該地下埋設配管の漏れの点検を行わなければならない。ただし、地下埋設配管又はその部分のうち、危険物の微少な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあつては、この限りではない。

- 2 前項の点検は、地下埋設配管を有する製造所等について令第8条第3項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該地下埋設配管の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において前項の点検を行った日から1年（完成検査を受けた日から15年を超えないもの又は危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあつては3年）を経過する日の属する月の末日までの間に1回以上行わなければならない。ただし、第62条の2第2項第1号に掲げる事由により、前項の点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該期間内に当該地下埋設配管における危険物の取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下埋設配管を有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。
- 4 前項の申請は、別記様式第43の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第62条の5の4 移動タンク貯蔵所に係る定期点検は、第62条の4の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第8条第3項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該移動貯蔵タンクの変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行った日から5年を経過する日の属する月の末日までの間に1回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。ただし、第62条の2第1項第1号に掲げる事由により、当該点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。

第62条の5の5 令第20条第1項第1号の規定により第3種の固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所に係る定期点検は、第62条の4の規定によるほか、告示で定めるところにより、当該泡消火設備の泡の適正な放出を確認する一体的な点検を行わなければならない。

第62条の6 第62条の4から前条までの規定による点検は、危険物取扱者又は危険物施設保安員（第62条の5の2から第62条の5の4までの規定による点検については、当該各条の告示で定めるところによる点検の方法に関する知識及び技能を有する者、前条の規定による点検については、泡の発泡機構、泡消火薬剤の性状及び性能の確認等に関する知識及び技能を有する者に限る。）が行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、危険物取扱者の立会を受けた場合は、危険物取扱者以外の者（第62条の5の2から第62条の5の4までの規定による点検については、当該各条の告示で定めるところによる点検の方法に関する知識及び技能を有する者、前条の規定による点検については、泡の発泡機構、泡消火薬剤の性状及び性能の確認等に関する知識及び技能を有する者に限る。）が点検を行うことができる。

第62条の7 法第14条の3の2の規定による点検記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 点検をした製造所等の名称
- 二 点検の方法及び結果
- 三 点検年月日
- 四 点検を行つた危険物取扱者若しくは危険物施設保安員又は点検に立会つた危険物取扱者の氏名

第62条の8 前条に規定する点検記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間これを保存しなければならない。

- 一 第62条の5第1項の規定による屋外貯蔵タンクの内部点検に係る点検記録 26年間（同項括弧書の期間の適用を受けた場合にあっては30年間）。ただし、当該期間内に同条第三項の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあっては、当該延長期間を加えた期間
- 二 第62条の5の2第1項の規定による地下貯蔵タンク及び二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れの点検に係る点検記録 3年間。ただし、当該期間内に同条第2項ただし書の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあっては、当該延長期間を加えた期間
- 三 第62条の5の3第1項の規定による地下埋設配管の漏れの点検に係る点検記録 3年間。ただし、当該期間内に同条第2項ただし書の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあっては、当該延長期間を加えた期間
- 四 第62条の5の4の規定による移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る点検記録 10年間
- 五 前各号以外の点検記録 3年間

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号)

(地下貯蔵タンク及び外殻の漏れの点検の方法)

第71条 規則第62条の5の2第1項の規定による地下貯蔵タンクの漏れの点検は、次の各号のいずれかの方法により、当該地下貯蔵タンクの危険物に接するすべての部分について行わなければならない。

一 ガス加圧法

イ 点検範囲 点検により加圧されている部分

ロ 実施方法 地下貯蔵タンクに窒素ガスを封入し、20キロパスカル（地下水が存する場合にあっては、地下水圧を加えた値）の圧力となるように加圧し、加圧終了後15分間静置した後、15分間（容量10キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を10キロリットルで除した値を十五分間に乗じた時間）の圧力の降下が2パーセント以下であること。

二 液体加圧法

イ 点検範囲 点検により加圧されている部分

ロ 実施方法 地下貯蔵タンクに液体を封入し、20キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後15分間静置した後、15分間（容量10キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を10キロリットルで除した値を15分間に乗じた時間）の圧力の降下が2パーセント以下であること。

三 微加圧法

イ 点検範囲 点検により加圧されている部分（点検時において液相部となっている部分及び地下水位より下部となっている部分を除く。）

ロ 実施方法 地下貯蔵タンクの気相部に窒素ガスを封入し、二キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後15分間静置した後、15分間（容量10キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を10キロリットルで除した値を15分間に乗じた時間）の圧力の降下が2パーセント以下であること。

四 微減圧法

イ 点検範囲 点検により減圧されている部分（点検時において液相部となっている部分及び地下水位より下部となっている部分を除く。）

ロ 実施方法 地下貯蔵タンクの気相部を2キロパスカル以上10キロパスカル以下の範囲で減圧し、減圧終了後15分間静置した後、15分間（容量10キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を10キロリットルで除した値を15分間に乗じた時間）の圧力の上昇が2パーセント（常温で蒸気圧の高い危険物の場合にあっては、当該蒸気圧に応じて補正を加えた値）以下であること。

五 その他の方法

イ 点検範囲 当該方法により必要な精度を確保することができると認められる部分

ロ 実施方法 直径0.3ミリメートル以下の開口部又は当該開口部からの危険物の漏れを検知することができる精度で点検を行い、異常がないこと。

2 規則第62条の5の2第1項の規定による二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻

の漏れの点検は、次の各号のいずれかの方法により、当該外殻の規則第24条の2の2第3項の規定により地下貯蔵タンクを被覆したすべての部分について行わなければならない。

一 ガス加圧法

イ 令第13条第2項第3号イに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第1号ロに掲げる措置を講じたもの（以下この項において「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」という。）の外殻

- (1) 点検範囲 点検により加圧されている部分
- (2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきに窒素ガスを封入し、20キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、15分間の圧力の降下が10パーセント以下であること。

ロ 令第13条第2項第3号ロに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第1号ロに掲げる措置を講じたもの（以下この項において「強化プラスチック製二重殻タンク」という。）の外殻

- (1) 点検範囲 点検により加圧されている部分
- (2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきに窒素ガスを封入し、20キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後15分間静置した後、35分間（容量50キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を50キロリットルで除した値（その値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）から1を減じた値を、15分間に乗じた値に、35分間を加えた時間）の圧力の降下が10パーセント以下であること。

二 減圧法

イ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの外殻

- (1) 点検範囲 点検により減圧されている部分
- (2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきを20キロパスカルで減圧し、減圧終了後15分間静置した後、30分間（容量50キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を50キロリットルで除した値（その値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に1を加えた値を、15分間に乗じた時間）の圧力の上昇が10パーセント以下であること。

ロ 強化プラスチック製二重殻タンクの外殻

- (1) 点検範囲 点検により減圧されている部分
- (2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきを20キロパスカルで減圧し、減圧終了後15分間静置した後、105分間（容量50キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を50キロリットルで除した値（その値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）から1を減じた値を、75分間に乗じた時間に、百五分を加えた時間）の圧力の上昇が10パーセント以下であること。

三 その他の方法 直径0.3ミリメートル以下の開口部又は当該開口部からの危険物

の漏れを検知することができる精度で点検を行い、異常が確認されないこと。

- 3 規則第6条の5の2第1項第1号口の危険物の微少な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。
 - 一 直径0.3ミリメートル以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること。
 - 二 タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。ただし、第4条の47の2に定める腐食を防止するためのコーティングを講じた地下貯蔵タンクにあっては、この限りでない。
- 4 規則第6条の5の2第2項第1号の危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。
 - 一 危険物の漏れを次のイ又はロに定めるところにより確認すること。
 - イ 次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管(令第13条第1項第13号に規定する危険物の漏れを検査するための管をいう。次条第3項第1号イにおいて同じ。)により、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。
 - ロ 危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行い、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。
 - 二 前項第2号に掲げる措置

(地下埋設配管の漏れの点検の方法)

第71条の2 規則第6条の5の3第1項の規定による地下埋設配管の漏れの点検は、次の各号のいずれかの方法により、当該地下埋設配管の危険物に接するすべての部分について行わなければならない。

- 一 ガス加圧法
 - イ 点検範囲 点検により加圧されている部分
 - ロ 実施方法 地下埋設配管に窒素ガスを封入し、20キロパスカル(地下水が存する場合にあっては、地下水圧を加えた値)の圧力となるように加圧し、加圧終了後15分間静置した後、15分間(容量10キロリットルを超える地下埋設配管にあっては、当該容量を10キロリットルで除した値を15分間に乗じた時間)の圧力の降下が2パーセント以下であること。
- 二 液体加圧法
 - イ 点検範囲 点検により加圧されている部分
 - ロ 実施方法 地下埋設配管に液体を封入し、20キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後15分間静置した後、15分間(容量10キロリットルを超える地下埋設配管にあっては、当該容量を10キロリットルで除した値を15分間に乗じた時間)の圧力の降下が2パーセント以下であること。
- 三 微加圧法
 - イ 点検範囲 点検により加圧されている部分(点検時において液相部となっている部分及び地下水位より下部となっている部分を除く。)

ロ 実施方法 地下埋設配管の気相部に窒素ガスを封入し、2キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後15分間静置した後、15分間（容量10キロリットルを超える地下埋設配管にあつては、当該容量を10キロリットルで除した値を15分間に乗じた時間）の圧力の降下が2パーセント以下であること。

四 微減圧法

イ 点検範囲 点検により減圧されている部分（点検時において液相部となっている部分及び地下水位より下部となっている部分を除く。）

ロ 実施方法 地下埋設配管の気相部を2キロパスカル以上10キロパスカル以下の範囲で減圧し、減圧終了後15分間静置した後、15分間（容量10キロリットルを超える地下埋設配管にあつては、当該容量を10キロリットルで除した値を15分間に乗じた時間）の圧力の上昇が2パーセント（常温で蒸気圧の高い危険物の場合にあつては、当該蒸気圧に応じて補正を加えた値）以下であること。

五 その他の方法

イ 点検範囲 当該方法により必要な精度を確保することができると認められる範囲

ロ 実施方法 直径0.3ミリメートル以下の開口部又は当該開口部からの危険物の漏れを検知することができる精度で点検を行い、異常がないこと。

2 規則第62条の5の3第1項ただし書の危険物の微小な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。

一 直径0.3ミリメートル以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること。

二 さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。ただし、当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

3 規則第62条の5の3第2項の危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。

一 危険物の漏れを次のイ又はロに定めるところにより確認すること。

イ 次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管により、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

ロ 危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行い、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。

二 前項第2号に掲げる措置

（移動貯蔵タンクの漏れの点検の方法）

第71条の3 規則第62条の5の4の規定による移動貯蔵タンクの漏れの点検は、次の各号に掲げる移動貯蔵タンクの区分に応じ、それぞれ当該各号のいずれかの方法又はこれと同等の方法により行わなければならない。

一 アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タン

ク

イ ガス加圧法 移動貯蔵タンクのタンク室に窒素ガスを封入し、1メガパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後10分間圧力が低下しないこと。

ロ 液体加圧法 移動貯蔵タンクのタンク室に液体を封入し、1メガパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後10分間圧力が低下しないこと。

二 前号に掲げる移動貯蔵タンク以外の移動貯蔵タンク

イ ガス加圧法 移動貯蔵タンクのタンク室に窒素ガスを封入し、20キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後20分間静置した後、圧力及び温度の変化を測定し、次の式により求めた温度補正圧力降下が0.2キロパスカル以下であること。

$$\Delta P_{40} = P_{20} - P_{60} \cdot T_{20} / T_{60}$$

ΔP_{40} は、四十分間の温度補正圧力降下 (単位 Pa)

P_{20} は、加圧終了後二十分後の絶対圧力 (単位 Pa)

P_{60} は、加圧終了後六十分後の絶対圧力 (単位 Pa)

T_{20} は、加圧終了後二十分後の温度 (単位 K)

T_{60} は、加圧終了後六十分後の温度 (単位 K)

ロ 液体加圧法 移動貯蔵タンクのタンク室に液体を封入し、20キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十分間静置した後、圧力の変化を測定し、次の式により求めた圧力の変動率が0.05以下であること。

$$R = (P_{10} - P_{60}) / P_{10}$$

R は、圧力の変動率

P_{10} は、加圧終了後十分後の圧力 (単位 Pa)

P_{60} は、加圧終了後六十分後の圧力 (単位 Pa)

(泡消火設備の点検の方法)

第72条 規則第62条の5の5の規定による泡消火設備の一体的な点検は、次の各号のいずれかによって行わなければならない。この場合において、複数の屋外タンク貯蔵所が同一の加圧送水装置、泡消火薬剤混合装置等を用いているときは、いずれか1の屋外タンク貯蔵所について点検を行うこととすることができる。

一 泡放出口からの泡放出により、発泡倍率、放射圧力、混合率等が適正であることを確認すること。

二 泡放出口又はその直近に設けた試験口等からの泡水溶液又は水の放出により送液機能が適正であること並びに試験により泡消火薬剤の性状及び性能が適正であることを確認すること。